

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の取扱いについて

令和3年11月30日
工務管理課

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び特例監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)の配置に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 次のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

- (1) 総合評価落札方式(技術提案評価型)で発注した工事であるとき。
- (2) 総合評価落札方式で発注した二つの工事を同一の監理技術者が兼務しようとするとき。
- (3) 施工場所が県外である工事と兼務しようとするとき。
- (4) 低入札価格調査対象となった工事であるとき。

2 監理技術者補佐としての経験について、以下のとおり評価する。

- (1) 監理技術者補佐として全ての期間従事した経験は、入札参加資格における配置技術者の施工実績として認める。
- (2) 監理技術者補佐として工期の半分を超える期間従事した経験については、総合評価落札方式における「同種工事の施工経験」及び「同一業種の工事成績点」の評価対象として認める。

3 施行時期

令和3年12月1日から施行する。

なお、12月1日以前に公告した工事についても、法第26条第3項ただし書の規定の対象とする。

【参考】

◎ 特例監理技術者が兼務できる工事の数：2工事まで

◎ 監理技術者補佐に必要な資格

監理技術者補佐になることができる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- ① 法第7条第2号イ、ロ、ハに該当する者でかつ一級の第一次検定に合格した者
- ② 法第15条第2号イ、ロ、ハに該当する者